

(第58号議案)

【改正案】中野区立体育館条例新旧対照表

改正案

第1条～第2条の2 (略)

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 指定管理者は、体育館について次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(6) (略)

(休館日)

第2条の4 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 毎月の第2月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(開館時間)

第3条 体育館の開館時間は、午前9時（7月及び8月においては、午前7時）から午後11時45分（日曜日及び休日においては、午後9時45分）までとする。

2・3 (略)

第4条～第16条 (略)

付 則

1 (略)

2 平成31年4月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第2の1(1)の表の規定の適用については、同表主競技場の項中「11,900円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「7,100円」と、「23,700円」とあるのは「11,900円」と、「28,600円」とあるのは「14,300円」と、「17,700円」とあるのは「8,900円」と、「21,400円」とあるのは「10,700円」と、「59,300円」とあるのは「29,700円」と、「71,100円」とあるのは「35,600円」と、「30,500円」とあるのは「15,300円」と、「37,100円」とあるのは「18,600円」と、「61,500円」とあるのは「30,800円」と、「74,400円」とあるのは「37,200円」と、「46,

100円」とあるのは「23,100円」と、「55,700円」とあるのは「27,900円」と、「153,600円」とあるのは「76,800円」と、「186,000円」とあるのは「93,000円」と、「43,100円」とあるのは「21,600円」と、「52,300円」とあるのは「26,200円」と、「86,400円」とあるのは「43,200円」と、「104,500円」とあるのは「52,300円」と、「64,700円」とあるのは「32,400円」と、「78,400円」とあるのは「39,200円」と、「216,200円」とあるのは「108,100円」と、「261,200円」とあるのは「130,600円」と、「39,600円」とあるのは「19,800円」と、「47,400円」とあるのは「23,700円」と、「59,400円」とあるのは「29,700円」と、「79,200円」とあるのは「39,600円」と、「94,900円」とあるのは「47,500円」と、「119,000円」とあるのは「59,500円」と、「71,200円」とあるのは「35,600円」と、「89,400円」とあるのは「44,700円」と、「197,700円」とあるのは「98,900円」と、「237,200円」とあるのは「118,600円」と、「297,700円」とあるのは「148,900円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,200円」とあるのは「11,100円」と、「36,900円」とあるのは「18,500円」と、「44,500円」とあるのは「22,300円」と、「27,700円」とあるのは「13,900円」と、「33,200円」とあるのは「16,600円」と、「92,200円」とあるのは「46,100円」と、「110,700円」とあるのは「55,400円」と、同表卓球場の項中「2,300円」とあるのは「1,200円」と、「2,600円」とあるのは「1,300円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」と、「5,300円」とあるのは「2,700円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」と、「7,100円」とあるのは「3,600円」と、「11,700円」とあるのは「5,900円」と、「14,500円」とあるのは「7,300円」と、「8,800円」とあるのは「4,400円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「8,400円」とあるのは「4,200円」と、「10,400円」とあるのは「5,200円」と、「17,000円」とあるのは「8,500円」と、「20,900円」とあるのは「10,500円」と、「12,800円」とあるのは「6,400円」と、「15,700円」とあるのは「7,900円」と、「7,600円」とあるのは「3,800円」と、「9,300円」とあるのは「4,700円」と、「11,300円」とあるのは「5,700円」と、「15,400円」とあるのは「7,700円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,700円」とあるのは「11,400円」と、「11,600円」とあるのは「5,800円」と、「13,700円」とあるのは「6,900円」と、「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「4,200円」とあるのは「2,

100円」と、「7,000円」とあるのは 「3,500円」 と、「5,400円」 とあるのは 「2,700円」 と、「6,400円」とあるのは「3,200円」と、同表柔道場及び剣道場の項中 「1,700円」 とあるのは 「900円」 と、「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,200円」とあるのは「2,100円」と、「2,600円」とあるのは「1,300円」と、「3,200円」とあるのは「1,600円」と、「5,000円」とあるのは「2,500円」と、

とあるのは「2,500円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」と、「9,800円」とあるのは「4,900円」と、「11,700円」とあるのは「5,900円」と、「7,100円」とあるのは「3,600円」と、「8,800円」とあるのは「4,400円」と、「14,500円」とあるのは「7,300円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」と、「8,400円」とあるのは「4,200円」と、「14,000円」とあるのは「7,000円」と、「17,000円」とあるのは「8,500円」と、「10,600円」とあるのは「5,300円」と、「12,800円」とあるのは「6,400円」と、「5,300円」とあるのは「2,700円」と、「6,400円」とあるのは「3,200円」と、「」とあるのは「」と、「4,800円」とあるのは「2,400円」と、同表備考3中「1,000円」とあるのは「500円」とし、

別表第2の1(2)の表の規定の適用については、同表中「260円」とあるのは「130円」と、「530円」とあるのは「270円」と、「930円」とあるのは「470円」と、「660円」とあるのは「330円」と、「360円」とあるのは「180円」と、「」とあるのは「」と、「130円」とあるのは「70円」と、「220円」とあるのは「110円」とし、別表第2の2の表の規定の適用については、同表中「270円」とあるのは「140円」と、「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「10,400円」とあるのは「5,200円」と、「19,400円」とあるのは「9,700円」と、「150円」とあるのは「80円」とする。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
中野区立中野体育館	東京都中野区中野四丁目11番14号

別表第2（第6条、第14条関係）

1 貸切使用（団体使用）

(1) 主競技場、卓球場、柔道場及び剣道場

(略)

(2) 会議室

(略)

2 個人使用

(略)

3 自動車駐車場

(略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の付則第2項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の中野区立体育館の施設、附帯設備（器具を含む。）及び自動車駐車場（以下「施設等」という。）の使用に係る利用料金及び使用料の限度額について適用し、同日前の中野区立体育館の施設等の使用に係る利用料金及び使用料の限度額については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 改正後の別表第2の規定による中野区立体育館の施設等の使用に係る手続その他必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

【現行（平成30年7月1日現在）】中野区立体育館条例新旧対照表

現行

第1条～第2条の2 (略)

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 指定管理者は、区長が指定する体育館について次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(6) (略)

(休館日)

第2条の4 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のア及びイに掲げる区分に応じ、それぞれア及びイに定める日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）

ア 中野区立中野体育館 毎月の第2月曜日

イ 中野区立鷺宮体育館 毎月の第4月曜日

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

(開館時間)

第3条 体育館の開館時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 中野区立中野体育館 午前9時（7月及び8月にあつては午前7時）から午後11時45分（日曜日及び休日にあつては午後9時45分）まで

(2) 中野区立鷺宮体育館 午前9時（7月及び8月にあつては午前7時）から午後10時45分（日曜日及び休日にあつては午後9時45分）まで

2・3 (略)

第4条～第16条 (略)

付 則

1 (略)

2 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における、別表第2の1(1)アの表の規定の適用については、同表主競技場の項中「11,900円」とあるのは「6,000円」と、「14,200円」とあるのは「7,100円」と、「23,700円」とあるのは「11,900円」と、「28,600円」とあるのは「14,300円」と、「17,700円」とあるのは「8,900円」と、「21,400円」とあるのは「10,700円」と、「59,300

円」とあるのは「29,700円」と、「71,100円」とあるのは「35,600円」と、「30,500円」とあるのは「15,300円」と、「37,100円」とあるのは「18,600円」と、「61,500円」とあるのは「30,800円」と、「74,400円」とあるのは「37,200円」と、「46,100円」とあるのは「23,100円」と、「55,700円」とあるのは「27,900円」と、「153,600円」とあるのは「76,800円」と、「186,000円」とあるのは「93,000円」と、「43,100円」とあるのは「21,600円」と、「52,300円」とあるのは「26,200円」と、「86,400円」とあるのは「43,200円」と、「104,500円」とあるのは「52,300円」と、「64,700円」とあるのは「32,400円」と、「78,400円」とあるのは「39,200円」と、「216,200円」とあるのは「108,100円」と、「261,200円」とあるのは「130,600円」と、「39,600円」とあるのは「19,800円」と、「47,400円」とあるのは「23,700円」と、「59,400円」とあるのは「29,700円」と、「79,200円」とあるのは「39,600円」と、「94,900円」とあるのは「47,500円」と、「119,000円」とあるのは「59,500円」と、「71,200円」とあるのは「35,600円」と、「89,400円」とあるのは「44,700円」と、「197,700円」とあるのは「98,900円」と、「237,200円」とあるのは「118,600円」と、「297,700円」とあるのは「148,900円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,200円」とあるのは「11,100円」と、「36,900円」とあるのは「18,500円」と、「44,500円」とあるのは「22,300円」と、「27,700円」とあるのは「13,900円」と、「33,200円」とあるのは「16,600円」と、「92,200円」とあるのは「46,100円」と、「110,700円」とあるのは「55,400円」と、同表卓球場の項中「2,300円」とあるのは「1,200円」と、「2,600円」とあるのは「1,300円」と、「4,400円」とあるのは「2,200円」と、「5,300円」とあるのは「2,700円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,000円」とあるのは「2,000円」と、「5,800円」とあるのは「2,900円」と、「7,100円」とあるのは「3,600円」と、「11,700円」とあるのは「5,900円」と、「14,500円」とあるのは「7,300円」と、「8,800円」とあるのは「4,400円」と、「10,800円」とあるのは「5,400円」と、「8,400円」とあるのは「4,200円」と、「10,400円」とあるのは「5,200円」と、「17,000円」とあるのは「8,500円」と、「20,900円」とあるのは「10,500円」と、「12,800円」とあるのは「6,400円」と、「15,700円」とあるのは「7,900円」と、「7,600円」とあるのは「3,800円」と、「9,300円」とあるのは「4,700円」と、「11,300円」とあるのは「5,700円」と、「15,400円」とあるのは「7,700円」と、「18,500円」とあるのは「9,300円」と、「22,700円」とあるのは「11,400円」と、「11,600円」とあるのは「5,800円」と、「13,700円」とあるのは「6,900円」と、「3,600円」とあるのは「1,800円」と、「4,200円」とあるのは「2,

100円」と、「7,000円」とあるのは 「3,500円」 と、「5,400円」 とあるのは 「2,700円」 と、「6,400円」とあるのは「3,200円」と、同表柔道場及び剣道場の項中 「1,700円」 とあるのは 「900円」 と、「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「3,500円」とあるのは「1,800円」と、「4,2

〇〇円」とあるのは「2, 100円」と、「2, 600円」とあるのは「1, 300円」と、「3, 200円」とあるのは「1, 600円」と、「5, 000円」とあるのは「2, 500円」と、「5, 800円」とあるのは「2, 900円」と、「9, 800円」とあるのは「4, 900円」と、「11, 700円」とあるのは「5, 900円」と、「7, 100円」とあるのは「3, 600円」と、「8, 800円」とあるのは「4, 400円」と、「14, 500円」とあるのは「7, 300円」と、「10, 800円」とあるのは「5, 400円」と、「6, 900円」とあるのは「3, 500円」と、「8, 400円」とあるのは「4, 200円」と、「14, 000円」とあるのは「7, 000円」と、「17, 000円」とあるのは「8, 500円」と、「10, 600円」とあるのは「5, 300円」と、「12, 800円」とあるのは「6, 400円」と、「5, 300円」とあるのは「2, 700円」と、「6, 400円」とあるのは「3, 200円」と、「」とあるのは「」と、「4, 800円」とあるのは「2, 400円」と、同表備考3中「1, 000円」とあるのは「500円」とし、

別表第2の1(1)イの表の規定の適用については、同表中「260円」とあるのは「130円」と、「530円」とあるのは「270円」と、「930円」とあるのは「470円」と、「660円」とあるのは「330円」と、「360円」とあるのは「180円」と、「」とあるのは「」と、「130円」とあるのは「70円」と、「220円」とあるのは「110円」とし、別表第2の1(2)の表の規定の適用については、同表中「270円」とあるのは「140円」と、「3, 600円」とあるのは「1, 800円」と、「10, 400円」とあるのは「5, 200円」と、「19, 400円」とあるのは「9, 700円」と、「150円」とあるのは「80円」とし、別表第2の2(1)アの表の規定の適用については、同表中「21, 900円」とあるのは「11, 000円」と、「26, 400円」とあるのは「13, 200円」と、「43, 700円」とあるのは「21, 900円」と、「52, 700円」とあるのは「26, 400円」と、「32, 800円」とあるのは「16, 400円」と、「39, 600円」とあるのは「19, 800円」と、「109, 200円」とあるのは「54, 600円」と、「132, 100円」とあるのは「66, 100円」と、「30, 500円」とあるのは「15, 300円」と、「36, 800円」とあるのは「18, 400円」と、「61, 500円」とあるのは「30, 800円」と、「73, 800円」とあるのは「36, 900円」と、「46, 100円」とあるのは「23, 100円」と、「55, 200円」とあるのは「27, 600円」と、「153, 600円」とあるのは「76, 800円」と、「184, 400円」とあるのは「92, 200円」と、「23, 400円」とあるのは「11, 700円」と、「28, 200円」とあるのは「14, 100円」と、「42, 300円」とあるのは「21, 200円」と、「46, 600円」とあるのは「23, 300円」と、「56, 500円」とあるのは「28, 300円」と、「84, 800円」とあるのは「42, 400円」と、「35, 200円」とあるのは「17, 600円」と、「63, 500円」とあるのは「31, 800円」と、「116, 600円」とあるのは「58, 300円」と、「141, 000円」とあるのは「70, 500円」と、「212, 200円」とあるのは「106, 100円」と、「10, 000円」とあるのは「5, 000円」と、「11, 900円」とあるのは「6, 000円」と、「19, 700円」とあるのは「9, 900円」と、「23, 700円」とあるのは「11, 900円」と、「15, 000円」とあるのは「7, 500円」と、「17, 700円」とあるのは「8, 900円」と、「49, 600円」とあるのは「24, 800円」と、「59, 3

00円」とあるのは「29,700円」と、同表備考3中「400円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(1)イの表の規定の適用については、同表中「3,000円」とあるのは「1,500円」と、「20,800円」とあるのは「10,400円」と、「2,100円」とあるのは「1,100円」とし、別表第2の2(1)ウの表の規定の適用については、同表中「910円」とあるのは「460円」と、「520円」とあるのは「260円」と、「770円」とあるのは「390円」と、「260円」とあるのは「130円」とし、別表第2の2(1)エの表の規定の適用については、同表中「520円」とあるのは「260円」と、「390円」とあるのは「200円」とし、別表第2の2(2)アの表の規定の適用については、同表中「170円」とあるのは「90円」と、「360円」とあるのは「180円」とし、別表第2の2(2)イの表の規定の適用については、同表中「140円」とあるのは「70円」と、「300円」とあるのは「150円」と、「280円」とあるのは「140円」と、「600円」とあるのは「300円」とする。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
中野区立中野体育館	東京都中野区中野四丁目11番14号
中野区立鷺宮体育館	東京都中野区白鷺三丁目1番13号

別表第2（第6条、第14条関係）

1 中野区立中野体育館

(1) 貸切使用（団体使用）

ア 主競技場、卓球場、柔道場、剣道場

（略）

イ 会議室

（略）

(2) 個人使用

（略）

(3) 自動車駐車場

（略）

2 中野区立鷺宮体育館

(1) 貸切使用（団体使用）



ア 競技場

使用目的等 単位時間	限度額											
	入場料又はこれに類するものを徴収しない場合						入場料又はこれに類するものを徴収する場合					
	アマチュア・スポーツに使用する場合			その他の行事に使用する場合			アマチュア・スポーツに使用する場合			その他の行事に使用する場合		
	平日	土曜日	日・休日	平日	土曜日	日・休日	平日	土曜日	日・休日	平日	土曜日	日・休日
午前（9時～12時）	21,900円	26,400円	26,400円	43,700円	52,700円	52,700円	32,800円	39,600円	39,600円	109,200円	132,100円	132,100円
午後（1時～5時）	30,500円	36,800円	36,800円	61,500円	73,800円	73,800円	46,100円	55,200円	55,200円	153,600円	184,400円	184,400円
夜間（午後6時～午後8時30分（日曜日及び休日にあつては午後9時45分））	23,400円	28,200円	42,300円	46,600円	56,500円	84,800円	35,200円	42,300円	63,500円	116,600円	141,000円	212,200円
深夜（午後9時～午後10時30分）	10,000円	11,900円	—	19,700円	23,700円	—	15,000円	17,700円	—	49,600円	59,300円	—

備考

- 1 競技場は、床面の2分の1ずつに分割して使用することができる。この場合の限度額は、この表に定める限度額の100分の50に相当する額とする。
- 2 徴収する入場料又はこれに類するものの額が1,000円以下の場合の限度額は、使用目的の区分に応じ、それぞれ入場料又はこれに類するものを徴収しない場合に定める限度額を適用する。
- 3 附帯設備の使用に係る限度額は、400円とする。
- 4 この表において、「平日」とは土曜日、日曜日及び休日以外の日を、「日・休日」とは日曜日及び休日をいう。

イ プール

区分	単位時間	限度額
----	------	-----

1 コース	1 時間以内	3,000円
全コース	1 時間以内	20,800円
子供用プール	1 時間以内	2,100円

ウ 軽体操室、第一会議室

施設	単位時間	限度額
軽体操室	午前（9時～12時）	910円
	午後1（1時～3時）	520円
	午後2（3時30分～5時30分）	520円
	夜間（午後6時～午後8時30分（日曜日及び休日にあつては午後9時））	770円（日曜日及び休日にあつては910円）
	深夜（午後9時～午後10時30分）（日曜日及び休日を除く。）	520円
第一会議室	午前（9時～12時）	520円
	午後（1時～5時）	770円
	夜間（午後6時～午後8時30分（日曜日及び休日にあつては午後9時））	520円（日曜日及び休日にあつては520円）
	深夜（午後9時～午後10時30分）（日曜日及び休日を除く。）	260円

エ ミーティングルーム

単位時間	限度額
午前（9時～12時）	520円
午後1（1時～3時30分）	390円
午後2（4時～6時30分）	390円
夜間（午後7時～午後9時）	390円

(2) 個人使用

ア 競技場

単位時間	限度額
午前（9時～12時）	各単位時間1回につき

午後（1時～5時）	中学生以下 170円
夜間（午後6時～午後8時30分（日曜日及び休日にあつては午後9時45分））	一般（高校生以上） 360円
深夜（午後9時～午後10時30分）（日曜日及び休日を除く。）	

備考 就学前の幼児の利用については、無料とする。

イ プール

<u>単位時間</u>	<u>限度額</u>
1時間以内	中学生以下 140円
	一般（高校生以上） 300円
2時間以内	中学生以下 280円
	一般（高校生以上） 600円

備考

1 就学前の幼児の利用については、無料とする。

2 単位時間を超過した場合の限度額は、超過時間1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき単位時間1時間以内の限度額とする。